



平成30年12月19日

河津町教育委員会  
教育長 鈴木基 様

河津町学校教育環境整備委  
会 長 長 田 育



## 答 申 書

### 1 はじめに

平成30年3月2日に河津町教育委員会より「将来を担う子どもたちのための小学校のあり方について」が諮問され、平成29年度と平成30年度にわたり、調査・研究を進めました。

当委員会では、12年前の小学校統合に関する経緯や内容を踏まえ、現在の保護者や住民の方々の要望なども勘案し、論議を重ねてきました。

これまでの審議の結果につきまして答申いたします。

### 2 答申

#### (1) 結論

将来を担う子どもたちのための小学校は、大きな教育効果が得られ、教育の目的が達成されるよう十分な配慮と準備のもとに、河津町立小学校を再編整備することが喫緊の課題です。早急に学校を新しく建設し3校を1校に統合されたい。

#### (2) 理由

現在、河津町では急速な少子化が進行しています。とりわけ、平成28年度と平成29年度の出生数の減少は著しく、それぞれ31名と24名です。平成30年11月末時点の出生数は21名。平成30年度末は、平成28年度とほぼ同数になるものと予測されています。

これらの数字は国の学級編制基準に照らすと、町全体の同学年児童で1つの学級編成となる数です。そして、数年後、この世代の子どもたちが小学校に入学することになります。

平成29年度生まれの子どもたちに例を求めると、東小学校区は2人、西小学校区は8人、南小学校区は14人です。

将来を見通すと、7年後には東小学校は完全複式（3学級）になることが予測されます。また、西小学校も南小学校も児童数が急激に減少していきます。

学校統合には多くの手続きと多大な時間が必要です。予想以上の少子化が進行している今、未来の小学校を町民が一体となって模索し、新たな教育環境を創造していく時期が訪れているものと考えます。

折しも、学習指導要領が改訂され、2年間の移行期間を経て2020年度（平成32年度）から完全実施されます。

新学習指導要領の総則に示された授業改善の取組の実現には、「学校全体として、

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めること」が明記されています。

学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが、一層大切となります。学校では、「主体的・対話的で深い学び」をキーワードに次代を担う子どもたちのための授業改善に取り組んでいるところです。「対話的で深い学び」のためには、多様な考えが自由に交流し合う人的環境は重要な要素となります。

このような背景のもと、保護者の方々のみならず町民対象に懇談会を開催し、これからの小学校のあり方について多数の方が小学校の再編を要望しているという意見をいただいたことは審議上の貴重な資料となりました。これらの意見や思いを重く受け止めました。

将来の河津町の人口動態や今後の我が国の教育の方向性も熟慮した上で、これからの河津町の子どもたちの確かな学力を保障し、豊かな成長・発達を育み、大きな教育効果を得られることを期し、(1)の結論に達しました。

### 3 審議の経過

回数	日 時	場 所	内 容
第1回	平成 30 年 3 月 2 日 (金) 19:30～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・会長、副会長の選出</li> <li>・諮問事項の内容や河津町教育大綱、小学校の地区別・年度別人数などの資料をもとに 意見交換</li> </ul>
第2回	平成 30 年 5 月 9 日 (水) 19:00～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小学校の適正規模・適正配置などの資料をもとに、これからの小学校の在り方について審議</li> </ul>
第3回	平成 30 年 7 月 11 日 (水) 19:00～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者要望カードの分析、学校施設等の建築年次・耐用年数などの資料をもとに 継続審議</li> </ul>
第4回	平成 30 年 9 月 12 日 (水) 19:00～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会での意見分析などの資料をもとに 継続審議</li> <li>・これまでの議論を基に、答申書(案)を作成し、集中審議の実施を決定</li> </ul>
第5回	平成 30 年 10 月 10 日 (水) 19:00～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)を様々な観点から審議</li> </ul>
第6回	平成 30 年 11 月 14 日 (水) 19:20～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)を様々な観点から審議</li> </ul>
第7回	平成 30 年 12 月 3 日 (月) 19:00～	文化の家 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)の審議及び決定</li> <li>・答申書の提出日を決定</li> </ul>

#### 4 付記事項

新小学校の再編に当たっては、下記の各項目について十分に配慮して統合を進めてください。

#### 記

##### (1) 施設・設備面について

- ア 自然災害からの最大限の安全確保に留意し、総合的な観点から新しい学校施設を建設するための候補地を決定してください。
- イ 将来を見通し、小中一貫校など幅広い義務教育のあり方と施設・設備を検討してください。
- ウ 旧小学校は廃校とし、既存施設の活用については別途検討してください。

##### (2) 運営面について

- ア 教育課程の編成や教職員の確保などに配慮し、伝統の継続、教育の内容・質を担保してください。
- イ 継続して地域との連携や協力が得られるよう、新しい町立小学校を支える運営のしくみや組織の構築に努めてください。
- ウ 学校施設が町づくりの拠点となり、子ども、保護者や地域住民の誇りを育むことができるよう配慮してください。

##### (3) 通学環境の変化への対応について

- ア 町内全域からの通学となることから、スクールバスの運行など安全な通学方法に配慮してください。
- イ 家庭の経済的な負担に配慮し、遠距離通学者などに対する全額補助をしてください。

##### (4) 子育て支援に関係する施設との関連について

- ア 小学校再編に伴い、幼稚園移転と通園方法、認定こども園を含めた運営のあり方など、子育て環境の整備と充実に努めてください。
- イ 子育て支援の観点から、河津町子ども子育て会議との連携を図り、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの充実に努めてください。



教 第 407号  
平成30年3月2日

諮 問 書

河津町学校教育環境整備委員会会長 様

河津町教育委員会  
教育長 鈴木



河津町内の小学校のあり方について（諮問）

河津町内の児童・乳幼児が減少する中で、複式学級が発生する学校が存在する現状が出てきました。また、町内の出生数も減少しています。

そのため、小学校における教育環境をより良いものとするため、将来を展望した小学校のあり方について調査・検討する必要性が生じました。このような状況を踏まえ河津町総合教育会議での協議や定例教育委員会での審議を行ってきました。

つきましては、貴委員会に対し諮問いたしますので、ご審議をお願いいたします。

1 将来を担う子どもたちのための小学校のあり方について

## 河津町学校教育環境整備委員会名簿

番号	氏名	選出団体等	備考
1	長田 育郎	学識経験者	会長
2	渡邊 明道	学識経験者	副会長
3	白井 正勉	学識経験者	
4	酒井 修	わかば保育園保護者 代表	平成29年度PTA会長
5	杉山 忠弥	さくら幼稚園保護者 代表	平成29年度PTA会長
6	島崎 美奈子	さくら幼稚園保護者 代表	平成29年度PTA副会長
7	松井 健一	東小学校保護者 代表	平成29年度PTA副会長
8	島崎 梨佳	東小学校保護者 代表	平成29年度学年役員
9	島崎 宗良	東小学校所在地 代表	平成29年度見高浜区長
10	山梨 隆史	東小学校 校長	
11	平川 達雄	西小学校保護者 代表	平成29年度PTA会長
12	板垣 友希	西小学校保護者 代表	平成29年度学年役員
13	鈴木 詔治	西小学校所在地 代表	平成29・30年度湯ヶ野区長
14	黒田 英津子	西小学校 校長	
15	堀内 正貴	南小学校保護者 代表	平成29年度PTA会長
16	松本 真奈美	南小学校保護者 代表	平成29年度学年学級役員
17	鈴木 玲	南小学校保護者 代表	平成29年度学年学級役員
18	鈴木 敏雄	南小学校所在地 代表	平成29年度笹原区長
19	川合 信子	南小学校 校長	

河津町学校教育環境整備委員会設置規則

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、河津町立学校教育環境整備の推進に関し、教育委員会の諮問機関として河津町学校教育環境整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の環境整備について調査・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、保護者及び町民並びに小中学校長及び学識経験を有する者の中から選出し、教育委員会が委嘱する。

3 委員会に会長及び副会長 1 名を置く。

4 会長及び副会長は委員の互選とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から報告の日までとする。校長が転出した場合は、転入した校長が委員となる。また、委員が事故等により委員としての役割が果たせない場合は補欠の委員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年河津町条例第 1 号）に基づくものとする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則（平成 29 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。